



遺産相続・キャプティブ保険ガイド

遺産相続・キャプティブ保険弁護士 本郷友香

本郷法律事務所

2155 Kalakaua Avenue, #410 • Honolulu, Hawaii 96815
Hawaii (808) 237-9944 • California (310) 923-2315
Yuka.hongo12@gmail.com • www.hongolaw.com

ハワイ州のIntestate Succession

遺言書を作成せず、亡くなった場合は、ハワイ州のIntestate Successionの承継順位に従い、遺産を遺族に分配することになります。

ハワイ州の承継順位の紹介

以下において、故人が遺言書を作成せず、亡くなった場合の承継順位を簡単に紹介します。

家族構成 子だけを残した場合

承継順位 子が全資産を相続する。

家族構成 配偶者だけを残した場合

承継順位 配偶者が全資産を相続する。

家族構成 配偶者と子を残した場合（注：子は故人と配偶者との間の子であること）

承継順位 配偶者が全資産を相続する。

家族構成 配偶者とその配偶者との間の子を残すが、配偶者には故人以外の（以前の）配偶者との間に子がいた場合

承継順位 配偶者は故人の資産のうち、\$ 150,000と、それを支払われた後の残高の1/2を相続し、故人の子は上記が配偶者に支払われた後の残高を相続する。

家族構成 配偶者とその配偶者との間の子を残すが、故人には、亡くなった際の配偶者とは別の（以前の）配偶者との間に子がいた場合

承継順位 配偶者は故人の資産のうち、\$ 100,000と、それを支払われた後の残高の1/2を相続し、故人の子は上記が配偶者に支払われた後の残高を相続する。

Intestate Successionのルールは理解しにくい点もありますが、配偶者のみを残す、または配偶者と故人と配偶者の間に生まれた子のみを残して亡くなった場合は、配偶者が全て相続する点については、理解がしやすいかと思えます。故人、またはその配偶者が前の結婚からの子がいた場合、承継のルールが困難になります。

まとめ

遺言書を残さず、亡くなられる方も多いため、ハワイ州のIntestate Successionのルールに関し、知っておくことは良いことです。

お客様の声

アメリカの弁護士の先生という、相談しにくいイメージがあるようですが、本郷先生は優しく話しやすいので、みなさん安心されるのだと思います。本郷先生はフォローアップもまめにきちんとされているのも嬉しい点です。

辻・本郷税理士法人様からのご紹介という事もあり、信頼してお任せすることができました。相続のごことでご相談しましたが私どもの希望などを確認し迅速に手続をして頂きましたので感謝しております。

ホノルル Sachiko Trillo

東京都 K.A.

本郷先生は専門的な事も丁寧に説明して下さいとても感じの良い対応に感謝しております。依頼を引き受けて頂きましたことは心強かったです。

個人のトラストの相談のみならず、会社の法的な相談も丁寧に対応していただきました。コストも良心的でフォローアップも的確です。

ロサンゼルス、会社経営、S. Suzuki

大阪 瀬戸充子

親切に対応して頂いて感謝しています。事務所がワイキキで自宅から近くて良かったです。

家族がハワイに所有している二つのコンドミニアムを、私が相続することになりました。私の依頼を一年という短期間で済ませていただき、大変感謝しております。

ワイキキ 杉山

那須 坂本修一

ハワイ不動産の相続時に問題になるプロベートの対策について、わかりにくい点も細かく丁寧に説明をいただき当社のお客様にも非常に満足いただきました。パスポート認証についてもお客様にお手間なくお手続きできる点も助かります。本郷先生は何でも相談できる心強い存在です。

ハワイの不動産登記や相続に関する法律は日本と異なり、ましてや英語では敷居が高くて困っていましたが、本郷先生は、日本語で込み入った相談をすることができ、納得のいくご説明をいただけました。今後もよろしくお願いたします。

ホノルル K. Iwasaki

リストサザビーズインターナショナル
リアルティ 東京オフィス 大橋

本郷さんに不動産の相続の遺言で大変お世話になりました。日本に来ていただき大変助かりました。

トラスト作成は、私たち夫婦にとって長年の懸案事項でした。本郷弁護士に日英両語で迅速に対応していただいたお陰で、安心して次のステップを考えていけそうです。心から感謝しています。

川崎 S.T.

ホノルル A.P.夫婦

電話またはメールにてご連絡ください。

遺産相続やキャプティブ保険等について何かご質問がありましたら、お気軽にお電話ください。本郷

電話番号 (808) 237-9944、または
Yuka.hongo12@gmail.com にご連絡下さい。

弁護士、本郷友香（ほんごうゆか）の紹介

本郷友香は、ハワイ州ホノルル市にて、自身の法律事務所を運営している、遺産相続分野で信頼の高い弁護士です。弁護士業は10年におよび、日英両語共に堪能です。



専門分野：プロベートやTransfer on Death等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

学歴：2000年に、オーバリン・カレッジ（オハイオ州オーバリン市）にて、経済学と東アジア研究学の学士号を取得し、卒業しました。2004年に、ロヨラ法科大学院（カリフォルニア州ロサンゼルス）にて、法学博士の学位を取得し、卒業しました。

弁護士会員：本郷は、ハワイ州、カリフォルニア州、ワシントンD.C.およびニューヨーク州の弁護士資格を有しています。また、ハワイ州弁護士会のInternational Law Sectionの会員です。

その他の資格：本郷は、米国における外国人のために米国個人納税者番号を取得できるエージェン資格を有しています。更に、生命保険エージェンと公証人の資格も有しています。また、日英両語の複雑な翻訳経験もあります。

多文化への理解：本郷は、日米両国での生活・就業経験があり、その両方の文化について深く理解しています。更に、外国人と共に働くことや国際的な案件を手がけることに精通しています。

会計の経験：本郷は、過去数年間、米国の大手会計事務所の東京事務所に勤務経験があり、国境を越えた取引から生じる税的、または法的な問題に関わった経験があります。

セミナー等：本郷は、ハワイでのTransfer on Deedや信託（Trust）等に関して、日本でセミナー講演をした経験があります。

住まい&趣味：本郷は独身で、ハワイ州ホノルル市に在住しており、新しいレストラン等を開拓するのを楽しんでいます。

お友達のご紹介

こちらのニュースレターの受信を希望されるお友達がいらっしゃいましたら、その方のお名前とメールアドレスをお知らせ下さい。私共の配布リストに加えさせていただきます。宜しく願います。Facebook, LinkedIn and Twitter でも本郷と繋がるすることができます。



遺産相続・キャプティブ保険弁護士、本郷友香

本郷法律事務所

2155 Kalakaua Avenue, #410 • Honolulu, Hawaii 96815

ハワイ州での電話番号：(808) 237-9944 ・カリフォルニア州での電話番号：(310) 923-2315

Yuka.hongo12@gmail.com ・ www.hongolaw.com

弁護士本郷友香は、カリフォルニア州、ハワイ州、ワシントンD.C.の弁護士資格を有しています。

こちらのニュースレターの「購読」または「購読解除」をご希望の方は、ご希望内容と共に
Yuka.hongo12@gmail.com にて、メールでご連絡ください。